

## Ⅱ 緊急課題

### 1 住民参画による開かれた町政の推進

#### 01 住民と行政の協働

(小項目) 02 ボランティア・住民活動拠点の設置		(担当課) 福祉課			
行政 改 革 内 容	(取組み項目) 地域福祉活動の拠点の設置				
	(現 状)		(改善の方向性) 地域福祉の充実に向け、(仮称)総合福祉会館内にボランティアや団体の活動・交流の場を設ける。		
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	
実施状況	H19.6.4 建設工事に着工	H20.5.28 建設工事竣工 H20.9.1 総合保健福祉会館(生き生きプラザ斑鳩)開館 ※施設内にボランティア団体等の活動の場として会議室、展示フリースペース等の設置			
達成度	○	◎	—	—	

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 —:評価の対象外

# 1 住民参画による開かれた町政の推進

## 01 住民と行政の協働

（小項目） 08 各種団体の自立化の促進		（担当課） 全課			
行政改革内容	（取組み項目） 各種団体の自立化の促進				
	（現 状） 町が補助金等によって支援する各種団体に対する行政の関わり方は、団体によってまちまちである。その関係は、長期にわたるものも多く、現状に合った見直しが必要である。		（改善の方向性） 現在、行政内部に事務局を置くなどしている各種団体について、その団体の自主性、自立性を尊重し、行政との新たな連携・協力関係を築くため、自立化を促進する。行政の役割、行政関与の必要性の観点から見直しを進め、それぞれの団体の設立趣旨、事業規模、成熟度等を考慮しながら、団体の自立化と支援の在り方について検討し、段階的に実施する。		
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度（見込み）	
	段階的に見直し	段階的に見直し	段階的に見直し		
実施状況	町の補助団体34団体のうち、行政内部に事務局を置いている団体は17団体となっている。	町の補助団体34団体のうち、行政内部に事務局を置いている団体は17団体となっている。	町の補助団体34団体のうち、行政内部に事務局を置いている団体は13団体となっている。	町の補助団体34団体のうち、行政内部に事務局を置いている団体は13団体となっている。	
達成度	△	△	△	△	

◎：計画に基づき実施し、概ね完了 ○：計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △：計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×：未着手 ー：評価の対象外

## 2 住民ニーズに即応できる体制の整備

### 03 窓口サービス等の向上

(小項目) 01 住民を温かく迎えるさわやかな役所づくりの推進		(担当課) 全課			
行政改革内容	(取組み項目) 苦情処理体制の整備				
	(現状) 一部の課における実施にとどまっている。	(改善の方向性) 苦情対応の迅速化、トラブルの未然防止・再発防止のため、対応経過等の情報をストックし共有・活用する。			
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	
	苦情処理報告書を全庁的に統一	苦情処理情報のデータベース化			
実施状況	苦情対応の迅速化、トラブルの未然防止・再発防止のため、苦情対応処理簿等により、課内で情報をストックし共有・活用 ただ、全庁的な統一様式の作成には至っていない。	苦情対応の迅速化、トラブルの未然防止・再発防止のため、苦情対応処理簿等により、課内で情報をストックし共有・活用 全庁的な統一様式の作成には至っていないが、窓口対応等での苦情に対しては、総務課より全職員に対して改善等を通知した。	苦情対応の迅速化、トラブルの未然防止・再発防止のため、苦情対応処理簿等により、課内で情報をストックし共有・活用 全庁的な統一様式の作成には至っていないが、対応等の改善のため、研修へ参加した。	苦情対応の迅速化、トラブルの未然防止・再発防止のため、苦情対応処理簿等により、課内で情報をストックし共有・活用 また、全庁的な統一様式の作成を行った。	
達成度	△	△	△	○	

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 ー:評価の対象外

## 2 住民ニーズに即応できる体制の整備

### 04 行政情報化の推進

(小項目) 01 地域情報化計画の策定		(担当課) 企画財政課			
行政改革内容	(取組み項目) 地域情報化計画の策定				
	(現状) 近年の急速なITの進展に伴い、住民や事業者のニーズは質的に高度化・多様化し、電子自治体への取組みをはじめとする行政のIT化は、時代の要請となっている。	(改善の方向性) 文書管理や情報公開事務などの行政事務の効率化・高度化をはじめ住民サービスの向上、地域の振興、情報化の進展による高齢者や障害者の情報格差の是正など、今後の情報化を図るための基本指針となる「地域情報化計画」の策定を行う。			
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	
	計画の策定				
実施状況	奈良県電子自治体推進協議会において、汎用受付システムの電子申請導入に向けて調査研究を進めるとともに、その基盤整備等として、町内施設間のネットワーク化を進めた。 中央・東・西公民館、体育館、 いかるがホール、図書館→ 庁内インターネットLANに光接続	奈良県電子自治体推進協議会において汎用受付システム(県内市町村共同で実施)電子申請の拡大に向けて、調査研究を進めた。 H20.6 施設予約システムの運用 (中央・東・西公民館、体育館)	奈良県電子自治体推進協議会において汎用受付システム(県内市町村共同で実施)電子申請の拡大に向けて、調査研究を進めた。 H21.6 空公開システムの運用 (生き生きプラザ斑鳩)	奈良県電子自治体推進協議会において汎用受付システム(県内市町村共同で実施)電子申請の拡大に向けて、調査研究を進める。 H22.8 職員採用試験システムの導入	
達成度	△	△	△	△	

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 ー:評価の対象外

## 2 住民ニーズに即応できる体制の整備

### 04 行政情報化の推進

(小項目) 03 斑鳩町ホームページの再構築		(担当課) 企画財政課			
行政改革内容	(取組み項目) 斑鳩町ホームページの再構築				
	(現 状 ) 平成15年度にホームページをリニューアルして以来、随時更新しているが、近年飛躍的に普及した大容量通信を活用した、情報提供サービスの向上が求められている。		(改善の方向性) 町民がより使いやすく分かりやすいホームページを目指して、各課ホームページの設置、バリアフリー(音声ソフト対応、文字拡大機能等)への対応、サイト内検索機能の付加等の新規サービスを検討し、段階的に改良する。 また、各課ホームページの更新は、担当者によっておこなうため、定期的に研修を行い、各職員の技能向上を図る。  ( 数値目標 ) アクセス件数の増 平成18年度 73,906件 → 平成22年度 100,000件		
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	
	段階的に改良	段階的に改良	段階的に改良		
実施状況	利用者が知りたい情報に容易にアクセスできるよう、随時、適確に更新した。 アクセス件数84,900件	利用者が知りたい情報に容易にアクセスできるよう、随時、適確に更新した。 アクセス件数83,972件	利用者が知りたい情報に容易にアクセスできるよう、随時、的確に更新した。 「だれでも見やすくだれでもが利用しやすい」HPの構築を行うため内容の整理等を行いリニューアルを行った。 アクセス件数 96,802件	情報提供の即時性を図るため、新着コーナーの掲載内容について各担当課で検討し、計画的に情報の提供を行った。 アクセス件数 97,433件 (2月末)	
達成度	○	○	○	○	

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 ー:評価の対象外

## 2 住民ニーズに即応できる体制の整備

### 04 行政情報化の推進

(小項目) 04 文書管理システムの構築				(担当課) 総務課
行政改革内容	(取組み項目) 文書管理システムの構築			
	(現 状 ) 平成15年度より、総合行政ネットワークの整備がされ、より一層行政の電子化が進められている。		(改善の方向性) 国、県等の行政文書が電子化されることから、電子文書の收受等について適正な管理を行なうとともに、既存文書の適正な管理と文書管理事務の効率化を図るため、文書管理システムを導入した。 また、システム導入により、文書目録データベースが作成できることから、文書目録をインターネット上で公開し、閲覧が出来るようにする。	
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)
	システム運用	システム運用	システム運用	インターネット上での公開
実施状況	システムの運用	システムの運用停止 (平成21年1月) LGWANシステムによる電子文書交換の普及の遅れから、電子文書機能の運用について検討し、システムの見直しを行う中、現システムを廃止する。	システム運用停止のため、評価対象外	システム運用停止のため、評価対象外
達成度	○	△	—	—

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 —:評価の対象外

## 2 住民ニーズに即応できる体制の整備

### 04 行政情報化の推進

(小項目) 05 保健・医療・福祉総合情報システムの構築				(担当課) 福祉課 国保医療課 健康対策課
行政 改 革 内 容	(取組み項目) 保健・医療・福祉総合情報システムの構築			
	(現 状 ) 保健、医療、福祉の情報は、それぞれが密接な関係にあるにもかかわらず、制度が異なるために、独立した情報になっている。		(改善の方向性) 保健・医療・福祉情報を町ホームページ上でリンクさせ、総合的な情報提供を行う。 また、町民が必要とするサービス内容を的確に判断し、その内容を各担当者またはサービス提供機関に確実に伝達するため、担当者自身が関連する情報や知識の取得に努め、職員の資質向上を図る。 そして、システム構築については、引き続き、その経費及び効用について調査研究を行う。	
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)
	調査研究 段階的に構築	調査研究 段階的に構築	調査研究 段階的に構築	
実施状況	保健・医療・福祉情報を町ホームページ上でリンクさせ、総合的な情報提供を行っている。	保健・医療・福祉情報を町ホームページ上でリンクさせ、総合的な情報提供を行っている。	保健・医療・福祉情報を町ホームページ上でリンクさせ、総合的な情報提供を行っている。	保健・医療・福祉情報を町ホームページ上でリンクさせ、総合的な情報提供を行っている。
達成度	○	○	○	○

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 ー:評価の対象外

### 3 新しい時代に対応できる施策の抜本的見直し

#### 03 補助金等の見直し

【集中改革プラン対応項目】

(小項目) 01 補助金の見直し				(担当課) 企画財政課 全課
行政改革内容	(取組み項目) 各種補助金等の適正化			
	(現状) 団体の主体的な運営を促進する観点から、個々の補助金等について、価値性、公平性、公正性及び効率性等の全体的な再点検が必要である。		(改善の方向性) 町が交付している各種補助金等の適正化を図るため、下記の視点に立ち、補助金のあり方等について見直しを図る。 (1)町が交付する補助金等について、交付に関する統一的な基準を整備 (2)新設の補助金の一定期間後の見直し (3)既存補助金交付団体及び交付額の見直し (4)既存補助金に終期の設定 (5)繰越金の多い団体での補助金削除 (6)会費を徴収していない団体への補助金の適正化 (7)団体補助から事業費補助への切り換え (数値目標) 平成17年度と比較し、団体運営補助金を平均20%削減する。	
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(見込み)
	原則、対前年度一律10%削減	基本方針の策定		
実施状況	原則、対前年度一律10%削減を実施した。 財政効果額 平成18年度 2,160千円 平成19年度 1,197千円	原則、対前年度同額で予算措置	原則、対前年度同額で予算措置	原則、対前年度同額で予算措置
達成度	○	○	○	○

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 -:評価の対象外

#### 4 経営感覚に立脚した行財政システムの確立

##### 02 財政の健全化

(小項目) 01 中・長期的な財政運営指針の策定		(担当課) 企画財政課			
行政改革内容	(取組み項目) 新規事業の一定期間経過後の見直し				
	(現状) 限られた財源の中で、少子高齢化や地方分権への対応など、増大する行政需要に対し、積極的、効果的な施策の展開を図っていくためには、今まで以上に時代の要請に応えた事務事業の構築が必要となっている。		(改善の方向性) 新規事業については、一定期間経過後、検証し、その廃止も含めた見直しを必ず実施する。		
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	
	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
実施状況	予算編成時に全事業を対象に事業実施が必要であるか検証している	予算編成時に全事業を対象に事業実施が必要であるか検証している	予算編成時に全事業を対象に事業実施が必要であるか検証している	予算編成時に全事業を対象に事業実施が必要であるか検証している	
	達成度	△	△	△	

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 ー:評価の対象外

4 経営感覚に立脚した行財政システムの確立

02 財政の健全化

【集中改革プラン対応項目】

(小項目) 02 町税収納策の効率的な推進 (担当課) 税務課		(取組み項目) 滞納整理による税負担の公平性の確保		
		(現 状 ) 失業率の改善等景気回復の兆しは見えるものの、バブル崩壊以降失業等による分割納付者が増加しており、町税の収納状況は累積する滞納繰越額により収納率が低迷している状況にある。	(改善の方向性) 町財政の根幹をなす町税収入の確保を図るとともに、納期内納付者の納付意識を阻害することのないよう滞納整理に努める。 ・現年度分については、文書催告等により納期内納付の指導徹底に努める。 ・過年度分については、国税徴収法に基づく財産調査・債権差押・滞納処分等に努めるとともに、斑鳩町町税等徴収特別対策本部、税務職員、徴収嘱託員による納税交渉を継続する等有効な対策を講じて滞納整理に努めていく。 また、全滞納案件について時点的に進捗状況の確認を行い、優先関係を明確にした滞納整理に努める。 ( 数値目標 ) 収納率 (平成21年度) (平成22年度) 現年分 98.3% 現年分 98.5% 過年分 26.9% 過年分 27.0%	
行政改革内容	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)
	実施	実施	実施	実施
実施状況	徹底した財産調査、預金・給与の債権差押に着手する等従前の徴収方法の強化を図った。 軽自動車税の課税保留対象車両の状況調査を実施し、収納見込みのない課税を抑制 収納率 現年分98.2% (前年98.5%) 過年分29.0% (前年25.4%) 滞納処分 67件 32,417千円 換価・配当 32件 4,924千円	多様な文書催告等のほか徹底した財産調査、預金・給与の債権差押に着手する等従前の徴収方法の強化を図る。 税源移譲による個人住民税の還付金を未納額への充当のための還付申告の指導の徹底 現年分98.5% 過年分32.4% 滞納処分 91件 30,245千円 換価・配当 37件 3,409千円	従前の体制を継続するとともに、昨年導入した滞納管理システムの活用により、事務効率の向上を進め、より多くの滞納事案と折衝を行い、滞納者数及び滞納額の縮減を図る。 現年分98.3% 過年分27.1% 滞納処分 114件 19,474千円 換価・配当 42件 2,524千円	滞納管理システムの活用による事務効率の向上を進め、より多くの滞納事案と折衝を行う。 徹底した財産調査や奈良県個人住民税滞納整理室との連携等により積極的な滞納処分に取り組む。
達成度	○	○	○	○

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 -:評価の対象外

4 経営感覚に立脚した行財政システムの確立

02 財政の健全化

【集中改革プラン対応項目】

(小項目) 02 町税収納策の効率的な推進		(担当課) 税務課			
行政改革内容	(取組み項目) 口座振替納付済通知書の廃止				
	(現 状 ) 町税等の口座振替後に「口座振替納付済通知書」及び「領収証書」を送付している。		(改善の方向性) 町税等の口座振替後に送付している「口座振替納付済通知書」等を廃止し、賦課、徴収に係るコストの縮減及び事務の簡素化を図る。		
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	
	調査・研究	実施			
実施状況	口座振替後に送付している「口座振替納付済通知書」等の廃止による効果、課題等及び課題に対する代替策について検討	平成20年度課税分から口座振替後の「口座振替納付済通知書」及び「領収証書」の送付を廃止 軽自動車車検用納税証明書については、口座振替確認後に送付			
達成度	○	◎	—	—	

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 —:評価の対象外

4 経営感覚に立脚した行財政システムの確立

02 財政の健全化

【集中改革プラン対応項目】

(小項目) 03 使用料、手数料等の見直しと新たな収入源の検討				(担当課) 企画財政課 全課	
行政 改 革 内 容	(取組み項目) 使用料・手数料の3年ごとの見直し				
	(現 状 ) 前例にとらわれない各行政サービスごとの応益負担が求められている。		(改善の方向性) 受益と負担の適正化を図る観点から、使用料・手数料全般について、3年ごとに行政サービスに対する経費と効果の測定を行い、適正額を調査する。その調査結果に沿って、物価の動向、他市町村の状況等を勘案し、各課での見直しを実施する。		
実施 計 画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	
	財政健全化計画の策定	基本指針の策定			
実施 状 況	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
達成 度	—	—	—	—	

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 ー:評価の対象外

#### 4 経営感覚に立脚した行財政システムの確立

##### 02 財政の健全化

【集中改革プラン対応項目】

(小項目) 04 財政の健全化の推進		(担当課) 企画財政課			
行政改革内容	(取組み項目) 公会計の整備				
	(現状) 平成18年に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備について、従来型モデルも活用しつつ、計画的に整備をすすめることが求められている。		(改善の方向性) 資産・債務の管理に必要な公会計の整備について、国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備をすすめる。		
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	
	調査・研究	調査・研究	作成		
実施状況	公会計制度についての情報収集	奈良県市町村公会計改革研究会に参加した。2年間で計画的に作成する。	奈良県市町村公会計改革研究会に参加した。平成20年度決算の財務書類4表の作成作業をすすめた。	財務書類4表について、平成20年度決算分を6月に作成し、町ホームページ上で公表した。また、平成21年度決算分についても3月に作成し、町ホームページ上で公表した。	
達成度	○	○	△	◎	

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 ー:評価の対象外

4 経営感覚に立脚した行財政システムの確立

02 財政の健全化

【集中改革プラン対応項目】

(小項目) 04 財政の健全化の推進		(担当課) 企画財政課			
行政改革内容	(取組み項目) 随意契約の適正化				
	(現状) 随意契約は、少額のものを除き、施設管理業務や電算システム等の専門性の高い業務の委託に多く、毎年継続的に同じ業者と契約することが多い。	(改善の方向性) 当町が締結している随意契約について、再度、随意契約とすることが適正かどうか検証し、また、契約金額が適正かどうか十分に精査し、経費節減を図る。			
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	
	現状調査の実施	段階的に適正化を実施	段階的に適正化を実施		
実施状況	【随意契約の状況】(H17年度) 工事又は製造の請負 11件 620,531千円 財産の買入れ 6件 42,282千円 物件の買入れ 37件 95,002千円 その他 139件 1,036,303千円	随意契約の一層の適正化及び透明性を図るため、事務の取扱いについて見直しを行った。また、契約金額が適正かどうかを十分に精査し経費削減を図った。	随意契約の適正化に向けた契約内容の検証を行うとともに、契約金額が適正かどうかを十分に精査し経費削減を図った。	随意契約の適正化に向けた契約内容の検証を行うとともに、契約金額が適正かどうかを十分に精査し経費削減を図る。	
達成度	○	○	○	○	

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 ー:評価の対象外

#### 4 経営感覚に立脚した行財政システムの確立

##### 03 公共工事コストの縮減

【集中改革プラン対応項目】

(小項目) 01 公共工事コスト削減計画の策定				(担当課) 都市建設部 上下水道部
行政改革内容	(取組み項目) 公共工事コスト削減行動計画の策定			
	(現状) 公共工事コスト削減行動計画が未策定である。		(改善の方向性) 「奈良県公共工事コスト削減対策に関する新行動計画」が策定されたことを踏まえ本町の特性を考慮して、新たに行動計画を策定する。	
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(見込み)
	計画策定 コスト縮減	コスト縮減	コスト縮減	コスト縮減
実施状況	平成20年度での策定に向けて、仮称「斑鳩町公共工事コスト縮減に関する行動計画」の詳細について検討を実施	平成21年度からの施行に向けて、仮称「斑鳩町公共工事コスト縮減に関する行動計画」の策定を行う。	コスト削減行動計画の策定については、県において新たな計画策定を平成20年度に予定されていたが、現在、旧計画の見直しをされており、平成22年度に策定を予定されていることから、本町の計画については、県の新たな計画を踏まえ策定を行う。	県において平成22年度に新たな計画策定に向けて、現在、作業をされており、本町の計画については、県の新たな計画を踏まえ策定を行う。
達成度	△	△	△	△

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 -:評価の対象外

4 経営感覚に立脚した行財政システムの確立

04 公共施設の効果的運営

(小項目) 03 図書館及び公民館図書室の効果的な運営方法の検討 (取組み項目) 図書館及び公民館図書室の効果的な運営方法の検討		(担当課) 生涯学習課			
行政改革内容	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	
	システム及び利用時間の見直しについて検討	システム及び利用時間の見直しについて検討	利用時間の見直しについて検討	利用時間の見直し	
実施状況	図書館 引き続き、利用時間・一部祝日開館/環境整備などについて調査・研究 公民館図書室 全般的な運営のあり方、コンピュータシステムの見直しなどを検討	図書館 適正な利用時間・環境整備について検討。新図書館システム導入に伴い、館内での利用環境の整備を実施 公民館図書室 新図書館システムの入替に伴い図書館のシステム規模の縮小	図書館 適切な利用時間・環境整備について検討。AV機器は、老朽化が進んでおり、サービス方法の見直しが必要。聖徳太子歴史資料室の職員配置・開室時間なども検討した。	図書館 適切な利用時間・環境整備については、図書館協議会等にて幅広く意見を聞いた。	
達成度	△	△	△	△	

○:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 ー:評価の対象外

#### 4 経営感覚に立脚した行財政システムの確立

##### 04 公共施設の効果的運営

行政改革内容		(小項目) 04 町有遊休地の有効利用				(担当課) 企画財政課
		(取組み項目) 町有遊休地の有効利用				
		(現状) 町営住宅の建替えに伴う跡地等遊休地となっている町有財産の有効活用を図る観点から具体的な活用計画が必要となっている。	(改善の方向性) 関係各課と連携を取りながら、遊休地の規模、立地条件、現地調査等を踏まえ、他の用途への転用、災害時における避難場所としての確保、売却処分なども含め、具体的な活用策について検討する。			
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)		
	検討	検討	検討			
実施状況	今後状況に合わせて関係課との連携を図りつつ整備を検討していくこととし、当面は防災広場として保有することとしている。	遊休地1件について、一般競争入札による売却処分を行った。その他の遊休地については、当面は防災広場として保有することとしているが、関係各課を連携を取りながら活用策について検討を行った。	当面は防災広場として保有することとしているが、関係各課と連携を取りながら活用策について検討を行った。	当面は防災広場として保有することとしているが、関係各課と連携を取りながら、売却処分も含めた活用策について検討を行う。		
達成度	△	○	△	△		

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 ー:評価の対象外

01 国民健康保険事業特別会計

(小項目) 01 保険税の適正な賦課と収納率の向上 (担当課) 国保医療課		(取組み項目) 国民健康保険被保険者資格証明書の交付等		
		(現 状 ) 保険税を滞納している者に対し、法律に基づき被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付し、又保険給付の一時差止を行うこととされているが、現段階では短期被保険者証交付にとどまっている。	(改善の方向性) 実施手続や適用基準等を規定する要領を定める。 納税の状況や滞納の理由等を勘案したうえで、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付する。	
行政改革内容	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)
	体制の整備	体制の整備		
実施計画	短期被保険者証及び被保険者資格証の交付に関する一体的な取扱基準として作成された素案における実用面での諸問題点の洗い出し及び検討を行った。 また、先進地の実施状況について調査研究した。	当該証の発行にいたるまでには、滞納者の状況を把握し、未払いの国保税の納付相談等が必要であることから、文書等により来庁を促し、面談による納税交渉を行っている。 その結果として、現段階では短期被保険者証の交付に留まっている。	滞納者については、文書等により来庁を促し、納付相談・納税交渉を実施するとともに、訪問徴収や預貯金調査等を通して、収入や生活状況の把握を努めている。 その結果、現段階では、短期被保険者証の交付に留まっている。	滞納者に対する収納対策として、引き続き文書等により来庁を促し、納付相談・納税交渉を実施するとともに、訪問徴収や預貯金調査等を通して、収入や生活状況の把握に努めている。 また、高校生世代以下への短期被保険者証の交付の要請など、社会的要因により、現段階では、短期被保険者証の交付に留まっている。
実施状況	△	△	△	△
達成度	△	△	△	△

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 ー:評価の対象外

01 国民健康保険事業特別会計

【集中改革プラン対応項目】

(小項目) 01 保険税の適正な賦課と収納率の向上 (担当課) 国保医療課		(担当課) 国保医療課			
		(現 状 ) 景気低迷等による会社の倒産、雇用状況の悪化等による被保険者世帯の収入の減少により、収納率が低下している。		(改善の方向性) (1) 収納事務を効果的、効率的に実施することができる体制整備を検討する。 (2) 納税に係る啓発を積極的に実施する。 (3) 納税相談、訪問徴収等を強化する。 (4) 口座振替をいっそう推進する。 (5) 資格者証の交付等滞納者へのペナルティを検討する。	
行政改革内容	( 数値目標 ) 収納率 (平成21年度) (平成22年度) 現年分 94.5% 現年分 95.0% 過年分 15.5% 過年分 16.0%				
実施計画	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	
	実施	実施	実施	実施	
実施状況	(1) 未実施 (2) 町広報への記事掲載、パンフレット配布を実施 (3) 被保険者証更新時に滞納者にあつては窓口交付とし納付指導、相談を実施、訪問徴収の実施 (4) 新規加入者への申込書の配布、納税通知書への啓発文記載 (5) 短期被保険者証の交付、資格証明書の交付については検討中。 収納率 現年度分 93.2% 滞納繰越分 11.1%	(1) 未実施 (2) 町広報への記事掲載、パンフレット配布を実施 (3) 被保険者証更新時に滞納者にあつては窓口交付とし納付指導、相談を実施、訪問徴収の実施 (4) 新規加入者への申込書の配布、納税通知書への啓発文記載 (5) 短期被保険者証の交付、資格証明書の交付については検討中。 収納率 現年度分 91.5% 滞納繰越分 11.8%	(1) 賦課徴収担当の参事を配置 (2) 納期のお知らせを定期的に掲載、平成22年2月号において特集記事を掲載 (3) 滞納者については、被保険者証更新時には窓口交付とし、納付指導、納付相談を実施。訪問徴収により納付機会を確保 (4) 新規加入者へは口座振替申込書を配布、納税通知書への啓発文記載、窓口での口座振替案内 (5) 短期被保険証の交付のみ活用 収納率 現年度分 91.3% 滞納繰越分 15.2%	(1) 現行の徴収体制を維持 (2) 納期のお知らせや納税に関する啓発記事を掲載 (平成23年2月号特集記事) (3) 滞納者については、被保険者証更新時には、窓口交付とし、納付指導等の折衝の機会を確保。訪問徴収による納付機会を確保 (4) 新規加入者へは口座振替申込書を配布、納税通知書への啓発文記載、窓口での口座振替案内 (5) 短期被保険証の活用による納付指導等の折衝の機会を確保	
	達成度	△	△	△	△

## 8 特別会計の堅実な運営

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 ー:評価の対象外

### 01 国民健康保険事業特別会計

【集中改革プラン対応項目】

(小項目) 01 保険税の適正な賦課と収納率の向上		(担当課) 国保医療課			
行政改革内容	(取組み項目) 国民健康保険税の見直しの検討				
	(現状) 国民健康保険税の税率改定を平成19年度から実施するが、被保険者への急激な負担増を防ぐため赤字の発生を100%抑える改定内容ではないことから、累積する赤字は依然として解消はされない状況である。	(改善の方向性) 国民健康保険事業の運営に必要な財源を確保するためには、今後の保険給付について、中長期的に推計し、適正な保険税額の算定を行う必要があるが、社会情勢等を勘案しながら被保険者の過度の負担とならないような配慮が必要である。			
実施計画	平成19年度 調査・検討	平成20年度 改定	平成21年度	平成22年度 (見込み)	
	(税率改定) 累積赤字を抑制するため、医療保険分、介護分に係る税率を改定 (実質収支額) △645,273千円	(税率改定) 後期高齢者医療制度の開始に伴い、後期高齢者支援金分を創設 (赤字補てん) 介護納付金に係る累積赤字を支援するため一般会計からの支援を開始 (93,554千円) (実質収支額) △565,704千円	(課税限度額の引上げ) 介護納付金分 9万円→10万円 (赤字補てん) 制度上における介護納付金分の赤字を一般会計から支援 (21,478千円) (実質収支額) △498,527千円	(課税限度額の引上げ) 医療費給付費分 47万円→50万円 後期高齢者支援金分 12万円→13万円 (赤字補てん) 制度上における介護納付金分の赤字を一般会計から支援 (12,926千円)	
実施状況					
達成度	○	○	○	○	

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 ー:評価の対象外

8 特別会計の堅実な運営

01 国民健康保険事業特別会計

(小項目) 01 保険税の適正な賦課と収納率の向上 (取組み項目) 国民健康保険税の減免基準の見直しの検討		(担当課) 国保医療課			
行政 改 革 内 容	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	
	検討				
実施状況	現在の財政状況のなかで、新たな減免制度を導入するにより、さらなる悪化が見込まれることから、引き続き研究課題とする。	社会経済情勢の変化により、解雇などで収入が激減した者やその他低所得者に関して、保険税の減免が可能であるかどうか検討する。	災害と生活保護にのみ適用される保険税の減免取扱いを、倒産やリストラ等による収入激減の事由にも拡大する減免取扱要綱を制定 (平成21年5月20日)	国において「非自発的失業者の国民健康保険税(料)軽減制度」が創設 (平成22年4月) ・軽減の内容 保険税(料)を計算する際に、失業者本人の前年の給与所得を30/100とみなして計算	
達成度	△	△	◎	◎	

◎:計画に基づき実施し、概ね完了 ○:計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要 △:計画に基づき実施しているが、課題等があり計画内容が未達成 ×:未着手 ー:評価の対象外